

傍聴者遵守事項

1. 傍聴人は、議場に入ることが出来ない。
2. 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
3. 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
4. はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
5. 帽子、外套、えり巻の類を着用しないこと。
6. 飲食又は喫煙をしないこと。
7. みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
8. 特に議長の許可を得た場合のほか、写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。
9. 傍聴人は、秘密会を開く議決があった時は、速やかに退場しなければならない。
10. 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。
11. 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(もし違反した場合は退場させる場合もありますのでご注意ください。)